別記様式（第25条関係）

（表）

氏　名　　氏名の振り仮名　　個人番号
住　所　　カード

性別
年　月　日生　　年　月　日まで有効
交付地市町村長名

写
真

（裏）

個人番号
氏　　名　　氏名の振り仮名

年　月　日生

図形

備考［１・２　略］

３　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されている場合には、氏［旧氏］　名　氏の振り仮名［旧氏の振り仮名］　名の振り仮名として、併せて記載する。

［４～７　略］

別記様式（第25条関係）

（表）

氏　名　　個人番号
住　所　　カード

性別
年　月　日生　　年　月　日まで有効
交付地市町村長名

写
真

（裏）

個人番号
氏　　名

年　月　日生

図形

備考［１・２　同左］

３　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏が記載されている場合には、氏［旧氏］　名として、併せて記載する。

［４～７　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十二条第四号の改正規定　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年三月十日）

二　第三十三条の改正規定　公布の日